



## 全国大会等出場奨励金制度

各種スポーツの国際大会や全国大会等に出場する市内在住の高校生以下の児童または生徒の皆さんを激励し、スポーツの振興を図ることを目的として奨励金を交付しています。

### 申請対象者 (①②両方に該当する人)

- ①スポーツの全国大会または国際大会への出場が決定した人または各種競技団体
- ②市内在住または市内出身の高校生以下の児童および生徒

### 対象となる大会

- ・全国小・中・高等学校体育連盟が主催する選手権大会
- ・国民体育大会等 等

**提出書類** 申請書様式および提出書類等の詳細は市ホームページをご覧ください。

**受付** 市役所4階 生涯学習課

☎ 生涯学習課 Tel 22-3765

## 新型コロナワクチン接種

### ●4回目接種について (7月～)

満60歳以上の方及び、満18～59歳で基礎疾患等のある方(\*)を対象に4回目接種を開始します。

#### 1. 対象者および接種券の送付

- ①満60歳以上の方  
(3回目接種後5か月が経過した方に順次送付)
- ②満18～59歳で基礎疾患等のある方(\*)  
(接種希望者は、インターネットまたは下記担当窓口にて要申請。詳細は各戸配布チラシをご覧ください。)

#### 2. 使用ワクチン ファイザー社製・モデルナ社製

\*基礎疾患等については各戸配布チラシまたは右のQRコードからご確認ください。



#### ●1・2回目、3回目接種のワクチンについて

18歳以上の方は武田・ノババックス社製ワクチンも使用できるようになりました。ご希望の方は、担当までご連絡ください。

※武田・ノババックス社製ワクチンについては、右のQRコードからご確認ください。



☎ 健康推進課 ワクチン担当 Tel 82-5360

## ✓ 雨の多い季節です。備えは万全？

☎ 防災安全課 Tel 22-3721



近年、大雨による災害が長期化・激甚化するケースが増えています。いざというときに素早く避難行動ができるよう、梅雨を迎える前にハザードマップなどを活用して備えをしておきましょう。

### 1 土砂災害ハザードマップを活用しましょう！



ホームページでも公開しています。

詳しくはこちらから→



「土砂災害ハザードマップ」は、4月上旬に自治会を通じてお届けしています。

このハザードマップには、土砂災害が予想される場合、避難等の適切な行動をとるために必要な情報を記載しています。

家族や身近な人と災害時の避難方法を話し合い、自宅やよく行く場所の危険性を確認するとともに、事前の備えを行いましょう。また、普段から目に付く場所に置くなど、いつでも確認できるようにしましょう！

#### ▼ハザードマップの中身は…

- ・土砂災害の恐れのある箇所と想定最大規模（千年に一度規模）の降雨による浸水想定区域
- ・警戒レベルと避難情報
- ・非常持ち出し品および備蓄品チェック
- ・防災情報の入手方法
- ・マイ・タイムライン（個別の避難行動計画）
- ・わが家の「緊急・救急情報」防災メモ 等です。



### 2 非常持ち出し品・備蓄品を準備しましょう！

避難するときに最初に持ち出すのが「非常持ち出し品」

災害直後から混乱が収まるまでの数日間、自給自足するための物資が「備蓄品」です。

#### □非常持ち出し品

とっさの場合に持ち出せるようにリュックサックにつめておきましょう

- ・貴重品
- ・情報収集用品
- ・非常飲食品など
- ・衛生用品
- ・安全用品 等

#### □備蓄品

少なくとも3日（できれば1週間）は自力で生活できるように準備を

- ・飲料水、食品
- ・給水用ポリタンク
- ・カセットコンロ・ガスボンベ
- ・ランタン
- ・災害用トイレセット
- ・ビニールシート 等



詳しくは上記ハザードマップP.35をご確認いただき、準備をしましょう！

避難所に行くことだけが避難ではなく、事前に「こういう場合はここへ避難する」というのを決めておくことが大切だと、防災士の勉強をする中で学びました。子どもたちは、ハザードマップを見て、家の位置や避難場所などを話し合いました。地域の避難訓練に参加できなくても、散歩のついでなど、行けるときに避難経路や危険箇所を確認しておくことはとても有効だと思います。



防災士の資格を取得した  
かわしま えり  
川島 恵理さんと  
お子さんの柚季さん

▼事前に考えておくこと  
用意しておくことが大切

## ごみ出しのルールを守りましょう!!

☎ 生活環境課 Tel 22-3565

ルールを守らないと、収集されずに集積所にごみが残り、その結果、動物に荒らされたり、通行を妨げたりと、地域に迷惑がかかることになります。快適な生活環境を維持するため、一人ひとりがルールを守ってごみを出しましょう。

### ルール① ごみ集積所

ごみ集積所は、生活している地域ごとに決まっており、それぞれ使用する地域の皆さんで管理しています。決められた集積所以外の場所や、地区外の集積所にごみ出しすることは、その集積所を利用している方々の迷惑になりますので絶対にしないでください。



### ルール② ごみ出し

ごみ出しには、適正な分別、正しい曜日・時間、市指定袋の使用などのルールがあります。ごみ出しの時間については、地域の状況によりルールが異なる場合がありますので、必ず地域の自治会や隣保班に確認してください。



### ルール③ 収集

ごみ出しのルールが守られていないごみは収集しません。自分が出したごみが収集されず残されている場合は、必ず持ち帰り再度ルールに従って次の収集日に出すようにしてください。



6月は環境月間です。職員1年目の僕といっしょにもう一度ルールを確認しましょう！

